

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された者（以下「軽度者」という。）に係る福祉用具貸与費についてはその状態像から見て利用が想定しにくい種目については、原則として算定することができません。ただし、軽度者の状態像に応じて利用者の身体状況等から対象外種目の貸与が必要な者への例外給付は、あくまで例外的措置であるという原則のもとに、適切な手順により利用者の状態および当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

なお、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護2・3の認定がある人も軽度者に該当するため、原則として算定できません。

軽度者において保険給付の対象外となる種目

- ・車いす及び車いす付属品
- ・特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具部分を除く。）
- ・自動排泄処理装置（要介護3以下は原則貸与不可）

1 例外的に算定が可能な場合について（基本調査の結果で判断できる場合）

上記の福祉用具においては、軽度者に係る福祉用具貸与費について原則算定できませんが、利用者等告示第31号のイ（別表1）で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても例外的に算定が可能であり、その判断については、次のとおりとされています。

○原則として次の表（別表1）の定めるところにより、要介護認定調査のうち基本調査の認定日から3ヶ月以内の結果（以下「基本調査」という。）を用い、その要否を判断します。

【該当する場合】

認定調査票のうち「基本調査」が、それぞれの福祉用具ごとに定められている結果に該当する場合は、福祉用具の貸与が可能となります。サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより要否を判断してください。市への「軽度者に対する福祉用具貸与を要する例外給付に関する理由書」（以下「理由書」という。）の提出は不要です。

(別表1)

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び車いす 付属品	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>①日常的に歩行が困難な者</p> <p>②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</p>	<p>基本調査 1 - 7【歩行】</p> <p>「3. できない」</p> <p>該当する基本調査なし</p>
イ 特殊寝台及び特 殊寝台付属品	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>①日常的に起き上がりが困難な者</p> <p>②日常的に寝返りが困難な者</p>	<p>基本調査 1 - 4【起き上がり】</p> <p>「3. できない」</p> <p>基本調査 1 - 3【寝返り】</p> <p>「3. できない」</p>
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	<p>日常的に寝返りが困難な者</p>	<p>基本調査 1 - 3【寝返り】</p> <p>「3. できない」</p>
エ 認知症老人徘徊 感知機器	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者</p>	<p>基本調査 3 - 1【意志の伝達】</p> <p>「2. とまどき伝達できる」・「3. ほとんど伝達できない」・「4. できない」のいずれか 又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査 3 - 2【毎日の日課を理解】 ・基本調査 3 - 3【生年月日をいう】 ・基本調査 3 - 4【短期記憶】 ・基本調査 3 - 5【自分の名前をいう】 ・基本調査 3 - 6【今の季節を理解】 ・基本調査 3 - 7【場所の理解】のいずれか「2. できない」 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査 3 - 8【徘徊】 ・基本調査 3 - 9【外出して戻れない】 ・基本調査 4 - 1【被害的】 ・基本調査 4 - 2【作話】

		<ul style="list-style-type: none"> ・基本調査 4 - 3【感情が不安定】 ・基本調査 4 - 4【昼夜逆転】 ・基本調査 4 - 5【同じ話をする】 ・基本調査 4 - 6【大声を出す】 ・基本調査 4 - 7【介護に抵抗】 ・基本調査 4 - 8【落ち着きなし】 ・基本調査 4 - 9【一人で出たがる】 ・基本調査 4 - 10【収集癖】 ・基本調査 4 - 11【物や衣類を壊す】 ・基本調査 4 - 12【ひどい物忘れ】 ・基本調査 4 - 13【独り言・独り笑い】 ・基本調査 4 - 14【自分勝手に行動する】 ・基本調査 4 - 15【話がまとまらない】 <p>のいずれか「2. ときどきある」もしくは「3. ある」</p> <p>その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。</p> <p>基本調査 2 - 2「4. 全介助」以外</p>
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日常的に立ち上がりが困難な者 ②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ③生活環境において段差の解消が必要と認められる者 	<p>基本調査 1 - 8「3. できない」</p> <p>基本調査 2 - 1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」</p> <p>該当する基本調査なし</p>
カ 自動排泄処理装置	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①排便が全介助を必要とする者 ②移乗が全介助を必要とする者 	<p>基本調査 2 - 6「4. 全介助」</p> <p>基本調査 2 - 1「4. 全介助」</p>

2 該当する基本調査結果がない場合

(別表1) のアの②「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの③「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する「基本調査」がありません。

そのため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断することとなります（この場合、市への「理由書」の提出は不要です。）

なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととします。

《注意点》

※軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付は、主治医の所見確認を前提としています。主治医の所見確認日（主治医の意見書、主治医診断書、主治医所見聴取記）がサービス担当者会議の日付より後になっている場合は、貸与「不可」となります。

3 市への確認が必要な場合（理由書の提出）

認定調査票の「基本調査」にかかわらず、次の（別表2）「i」～「iii」までのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断された場合は、市に「理由書」等必要書類を提出してください。

市で必要性が確認できた場合は、決定通知書を送付します。

この場合において、当該医師の医学的な所見については、①主治医意見書による確認のほか、②医師の診断書（費用は利用者負担）又は③担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認します。

(別表2)

i	疾病その他の原因により、 <u>状態が変動しやすく</u> 、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者告示第3 1号のイ（別表1）に該当する者 例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象 など
ii	疾病その他の原因により、 <u>状態が急速に悪化し</u> 、短期間のうちに利用者等告示第3 1号のイ（別表1）に該当するに至ることが <u>確実に見込まれる者</u> 例：がん末期の急速な状態悪化 など
iii	疾病その他の原因により、 <u>身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等</u> 医学的な判断から利用者等告示第3 1号のイ（別表1）に該当すると判断できる者 例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 など

※手続きについて

貸与品目別に作成しているフローチャートを用いて、理由書提出の流れ・必要性を再度ご確認ください。

【提出期限】

原則として、貸与前までには提出してください。

【提出書類】

次の書類をそろえ、高齢者支援課の窓口申請する。

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与を要する例外給付に関する理由書（様式1）
- ② アセスメント
- ③ 居宅サービス計画 1～4・6～7
- ④ 主治医の所見確認ができる書類の写し。

（主治医所見を聴取した場合は、第4表に記載をしてください。）

《別紙参照》※第4表 検討内容 記入例

《注意点》※軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付は、主治医の所見確認を前提としています。主治医の所見確認日（主治医の意見書、主治医診断書、主治医所見聴取記）がサービス担当者会議の日付より後になっている場合は、貸与「不可」となります。

【再提出の場合】

次の場合は、「理由書」作成し提出してください。

- ① 更新認定により継続して福祉用具貸与が必要なとき
- ② 利用者の身体状況の変化等で提出済の理由書の貸与理由と整合性がとれなくなった場合（軽微な変更を除く）

《注意点》

※認定期間内に居宅介護支援事業所が変更になった場合、理由書を提出せずに引き続き当該サービスは利用できるが、アセスメントに基づく根拠やケアマネジメントにおける一連の流れは適切に作成すること。

【決定通知書について】

確認後、郵送で回答します。

4 本市に住所がある者が、本市以外の市町村から例外給付を申請する場合

本市に住所を置き、本市以外の市町村で介護給付（介護予防給付）を利用している被保険者の例外給付の申請は、該当する状態像にかかわらず、上記【提出書類】を全てそろえた上で、申請してください。

5 「軽度者に対する福祉用具貸与を要する例外給付に関する理由書（様式1）」が提出不要となった場合は

運営指導において、アセスメントに基づく根拠やケアマネジメントにおける一連の流れが適切であるか確認をします。

6 軽度者に係る福祉用具貸与の判断について（フローチャート）

ア. 車いす及び車いす付属品

①まずは直近の「認定調査票」で判断します

⇒日常的に歩行が困難な者 基本調査 1 - 7 「3. できない」

該当する

- ・この場合、**市への理由書の提出は不要**です。
- ・福祉用具貸与の必要性が認定調査票にて確認できるため、貸与可能となります。サービス担当者会議を開催して、確認に用いた調査票を保存し、利用者の同意を得て貸与事業者に調査票の確認が必要な部分の写しを渡してください。

該当しない

- ・以下②の項目を参照してください。

②日常生活範囲における移動の支援が特に必要ですか？

日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

⇒サービス担当者会議等の結果でケアマネジャー判断

該当する

- ・この場合、**市への理由書の提出は不要**です。
- ・主治医からの意見を踏まえつつ、福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断する。判断根拠となるサービス担当者会議の記録を保存し、貸与事業者の方に記録を渡してください。

該当しない

- ・以下③の項目を参照してください。

③「①」「②」に該当しない場合は？

医者の医学的所見（主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取など）により別表3の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

※車いす及び車いす付属品貸与における利用者告示第31号のイとは下記のことです。

- ・日常的に歩行が困難な者
- ・日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

判断できる

- ・この場合、**市への理由書の提出が必要**です。市にて判断内容について確認します。

判断できない

- ・この場合、介護保険を利用しての貸与はできません。

【個人情報の取扱いについては、厳重にご注意ください】

イ. 特殊寝台及び特殊寝台付属品

①まずは直近の「認定調査票」で判断します。いずれに該当しますか？

⇒日常的に起き上がりが困難な者 基本調査 1 - 4 「3. できない」

⇒日常的に寝返りが困難な者 基本調査 1 - 3 「3. できない」

該当する

- ・この場合、**市への理由書の提出は不要**です。
- ・福祉用具貸与の必要性が認定調査票にて確認できるため、貸与可能となります。サービス担当者会議を開催して、確認に用いた調査票を保存し、利用者の同意を得て貸与事業者に調査票の確認が必要な部分の写しを渡してください。

該当しない

- ・以下②の項目を参照してください。

②「①」に該当しない場合は？

医者の医学的所見（主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取など）により別表 3 の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

※特殊寝台及び特殊寝台付属品における利用者告示第 3 1 号のイとは下記のことです。

- ・日常的に起き上がりが困難な者
- ・日常的に寝返りが困難な者

判断できる

- ・この場合、**市への理由書の提出が必要**です。市にて判断内容について確認します。

判断できない

- ・この場合、介護保険を利用しての貸与はできません。

※注意

「立ち上がり困難」の理由では、例外給付の対象とはなりません。

【個人情報の取扱いについては、厳重にご注意ください】

ウ. 床ずれ防止用具及び体位変換器

①まずは直近の「認定調査票」で判断します。

⇒ 日常的に寝返りが困難な者 基本調査 1 - 3 「3. できない」

該当する

- ・この場合、市への理由書の提出は不要です。
- ・福祉用具貸与の必要性が認定調査票にて確認できるため、貸与可能となります。サービス担当者会議を開催して、確認に用いた調査票を保存し、利用者の同意を得て貸与事業者に調査票の確認が必要な部分の写しを渡してください。

該当しない

- ・以下②の項目を参照してください。

②「①」に該当しない場合は？

医者の医学的所見（主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取など）により別表 3 の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

※床ずれ防止用具及び体位変換器における利用者告示第 3 1 号のイとは下記のことです。

- ・日常的に寝返りが困難な者

判断できる

- ・この場合、市への理由書の提出が必要です。市にて判断内容について確認します。

判断できない

- ・この場合、介護保険を利用しての貸与はできません。

【個人情報の取扱いについては、厳重にご注意ください】

工. 認知症老人徘徊感知機器

①まずは直近の「認定調査票」で判断します。A・Bいずれにも該当しますか？

⇒ A 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者

・基本調査3-1 「2. とどき伝達できる」・「3. ほとんど伝達できない」・「4. できない」のいずれか
または

・基本調査3-2～3-7のいずれか：「2. できない」

または

・基本調査3-8～4-15のいずれか：「2. とどきある」もしくは「3. ある」

その他主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む

⇒ B 移動において全介助を必要としない者

・基本調査2-2 「4. 全介助」以外

該当する

・この場合、市への理由書の提出は不要です。

・福祉用具貸与の必要性が認定調査票にて確認できるため、貸与可能となります。サービス担当者会議を開催して、確認に用いた調査票を保存し、利用者の同意を得て貸与事業者にて調査票の確認が必要な部分の写しを渡してください。

該当しない

・以下②の項目を参照してください。

②「①」に該当しない場合は？

医者¹の医学的所見（主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取など）により別表3のi～iiiのいずれかの状態になることが判断できますか？

※認知症老人徘徊感知機器における利用者告示第31号のイとは下記のことです。

・意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者

・移動において全介助を必要としない者

判断できる

・この場合、市への理由書の提出が必要です。市にて判断内容について確認します。

判断できない

・この場合、介護保険を利用しての貸与はできません。

【個人情報の取扱いについては、厳重にご注意ください】

オ. 移動用リフト

①まずは直近の「認定調査票」で判断します。いずれにも該当しますか？

⇒ **日常的に立ち上がりが困難な者** 基本調査 1 - 8 「3. できない」

⇒ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 基本調査 2 - 1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

該当する

- ・この場合、**市への理由書の提出は不要**です。
- ・福祉用具貸与の必要性が認定調査票にて確認できるため、貸与可能となります。サービス担当者会議を開催して、確認に用いた調査票を保存し、利用者の同意を得て貸与事業者に調査票の確認が必要な部分の写しを渡してください。

該当しない

- ・以下②の項目を参照してください。

② **生活環境において段差の解消が必要ですか？**

生活環境において段差の解消が必要と認められる者

⇒サービス担当者会議等の結果でケアマネジャーが判断

認められる

- ・この場合、**市への理由書の提出は不要**です。
- ・主治医からの意見を踏まえつつ、福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断する。判断根拠となるサービス担当者会議の記録を保存し、貸与事業者の方に記録を渡してください。

該当しない

- ・以下③の項目を参照してください。

③「①」「②」に該当しない場合は？

医者の医学的所見（主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取など）により別表 3 の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

※移動用リフトにおける利用者告示第 3 1 号のイとは下記のことです。

- ・日常的に立ち上がりが困難な者
- ・移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
- ・生活環境において段差の解消が必要と認められる者

判断できる

- ・この場合、**市への理由書の提出が必要**です。市にて判断内容について確認します。

判断できない

- ・この場合、介護保険を利用しての貸与はできません。

【個人情報の取扱いについては、厳重にご注意ください】

カ. 自動排泄処理装置

①まずは直近の「認定調査票」で判断します。

⇒ 排便が全介助を必要とする者 基本調査 2 - 6 「4. 全介助」

⇒ 移乗が全介助を必要とする者 基本調査 2 - 1 「4. 全介助」

該当する

- ・この場合、市への理由書の提出は不要です。
- ・福祉用具貸与の必要性が認定調査票にて確認できるため、貸与可能となります。サービス担当者会議を開催して、確認に用いた調査票を保存し、利用者の同意を得て貸与事業者に調査票の確認が必要な部分の写しを渡してください。

該当しない

- ・以下②の項目を参照してください。

②「①」に該当しない場合は？

医者の医学的所見（主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取など）により別表 3 の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

※自動排泄処理装置における利用者告示第 3 1 号のイとは下記のことです。

- ・排便が全介助を必要とする者
- ・移乗が全介助を必要とする者

判断できる

- ・この場合、市への理由書の提出が必要です。市にて判断内容について確認します。

判断できない

- ・この場合、介護保険を利用しての貸与はできません。

【個人情報の取扱いについては、厳重にご注意ください】

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について（Q & A）

○医師に対する意見照会に関するQ & A

Q 1 医師から専門外なので所見を出せないと言われましたが どうしたらよいでしょうか

A 該当する状態像について判断できる医師に所見を求めて下さい。

Q 2 主治医意見書の開示が間に合わない。診断書も頼めない、主治医から意見を聴取したいが直接連絡も取れない。それでも主治医の意見がないと届出を行っても承認はもらえないか

A 主治医の意見に基づいて、例外的に給付を認める制度であるため、どのような場合でも主治医の意見がない場合は承認できません。どうしても主治医の意見をもらうことが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して主治医の意見をもらって下さい。

Q 3 意見照会について、指定の方法はありますか？

A 診断書取得・主治医からの聴取・主治医意見書など

Q 4 診断書の写しを利用者からもらうために、診断書を書いた医師からの承認は必要か

A 特に必要はありません。ただし、使用目的を医師が承知している必要はあります。

Q 5 聴き取りは具体的にはどのように行うのか

A 聴き取りは、利用者の診察に同行する方法や、医師から要望があった場合等やむを得ない場合は、電話による聴き取り、ファックスによる照会に対する電話回答、または、電子メールによる照会による方法を可能とします。確認した相手や日時、内容について、必ず記録に残して下さい。ファックスや電子メールの送受信にあたっては、特定の個人情報流出することのないよう、黒塗り対応や暗号化など十分対策を講じて下さい。

Q 6 医師への意見照会結果に有効期限はあるか

A 具体的な事情を鑑み、有効期限の設定は行いませんが、利用者の状態を正確に判断するためには、医師の所見を得た日からサービス担当者会議の開催まで、あまり日を空けないようにお願いします。

Q 7 主治医意見書を根拠資料とする場合、有効期限はあるか

A 介護認定を受けてから3ヶ月以内で、主治医意見書の内容から医師の所見が判断できる場合は、主治医意見書を医師の所見の根拠として利用することは可能です。ただし、要介護認定を受けてから状態変化がある場合や、3ヶ月以上経過している場合は不可とします。

○サービス担当者会議の開催に関するQ & A

Q 1 サービス追加・変更が福祉用具貸与のみであるとき、サービス担当者会議の出席対象者は福祉用具貸与事業のみで良いのか。

A サービス担当者会議は、ケアプラン全体に渡って調整する目的でおこなわれるものであり変更する一部のサービスのみの事業者による会議はサービス担当者会議と認められません。

○その他

Q 1 新規（区分変更）申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したが 軽度者に該当しそうな場合はどのように取り扱えばよいか

A 主治医の意見を聴取した上で、担当者会議を開催し、暫定プランを作成します。作成した暫定プランと担当者会議記録、主治医の意見を聴取したことが分かる書類を添付して理由書の提出を行って下さい。

Q 2 暫定プランで軽度者申請を事前に行い貸与開始したが、認定結果が確定後に再度軽度者に係る福祉用具の届出は必要か

A 認定結果確定後に、本プランの提出行って下さい。

Q 3 軽度者に対する福祉用具貸与の届け出をしている利用者が更新期間となった。更新後も継続して福祉用具を利用する必要があり、介護度も同じになることが見込まれるが、どのタイミングで届出を行えばよいか

A 更新後の認定有効期間が始まる前に届出を行ってください。

Q 4 更新期間中だった利用者の認定結果が遅れ、認定有効期間終了間際に結果が出た。数日で新しい認定有効期間が開始となるが、認定結果が遅れたためサービス提供者や利用者との都合が合わず担当者会議を新しい認定有効期間の開始前に開催することができない。継続して福祉用具の利用が必要だが、担当者会議開催日より、前の日に遡って貸与開始として届出を行ってもかまわないか。

A 届出前からの遡り給付は原則できません。ただし、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合においては市へ連絡し協議を行ってください。

Q 5 既に特殊寝台と付属品の利用を開始しているが、追加で体位変換器も貸与したいと利用者から希望があった。改めて届け出を行う必要があるか。

A 改めて届出を行う必要があります。ケアプランに新しい品目を位置づけるためケアプランの内容も変わります。担当者会議も改めて開催する必要もあるため、通常の手順どおりに届出を行ってください。

Q6 例外給付を申請後、通知が事業所の担当ケアマネジャー宛てに送付されるが、事業所が変更となった場合、再度確認申請の必要があるか。

A 事業所変更の時は、新しく引き継いだケアマネジャーが再度例外給付の申請は不要ですが、アセスメントに基づく根拠やケアマネジメントにおける一連の流れは適切に作成してください。

Q7 転入してきた被保険者が、転入前に例外給付で福祉用具を利用していた際は、例外給付の申請が必要か

A 保険者が確認する必要があるので、再度申請の必要です。なお、主治医の所見を確認できる書類については、該当する状態像について記載のある医師が作成した書類を従前の支援事業所から引き継いでいる場合は、その写しで可とします。

Q8 一度手続きをすれば、ずっと貸与を受けることは可能か

A 承認の有効期限は、認定期間を基準とします。介護認定の結果再度軽度者となった場合は、改めて申請が必要であり手続きをしないまま貸与を受けることはできません。

別紙

第4表 検討内容 記入例

第4表

サービス担当者会議の要点

作成年月日

利用者名 _____ 様

居宅サービス計画作成者氏名(担当者)氏名 _____

開催日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時間 _____

開催場所 _____

会議出席者	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
検討した項目						
検討内容	①医師の医学的所見(次の項目を記入する) ・確認した日時・確認方法(訪問、電話等、家族等による聴取) ・医師名・病院名・診断名等に起因する状態像 ②医師の医学的所見に基づき必要性の判断 ③本人、家族の意向 ④サービス担当者会議での必要性の検討などを記載					
結論						
残された課題 (次回の開催時期)						